

越 監 公 表 第 1 号

地方自治法第199条第4項の規定により、平成31年2月に定期監査を  
執行したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成31年4月10日

越谷市監査委員 井 上 茂 平

越谷市監査委員 竹 岡 善 幸

越谷市監査委員 金 井 直 樹

越谷市監査委員 大 野 保 司

# 定期監査結果報告書

## I 監査の概要

### 1 監査の対象及び選定理由

(1) 監査の対象（主として平成30年度分）

教育総務部所管の財務に関する事務

- ・教育総務課
- ・生涯学習課 科学技術体験センター あだたら高原少年自然の家
- ・スポーツ振興課
- ・図書館

(2) 選定理由

都市監査基準に基づいて実施するリスク・アプローチによる監査にあたり、過去の定期監査の頻度を考慮し、平成30年度の監査対象とした。

○ 前回の監査期間 平成28年1月8日から同年2月19日まで

《教育総務部》

- ・教育総務課
- ・生涯学習課 科学技術体験センター あだたら高原少年自然の家
- ・スポーツ振興課
- ・図書館

### 2 監査の目的と範囲

重要リスクに対する内部統制の整備状況及び運用状況等を監査し、その有効性を評価するとともに、所管する財務に関する事務が関係法令及び規程等に準拠し、適正で効果的かつ効果的に行われているかを、証憑書類等を突合するなどの監査手続を通じて検証することを目的とした。

教育総務部は教育委員会、生涯学習における社会教育、スポーツ振興、図書館の管理運営に関することなどを所管するが、リスクアセスメントの結果及び過去の監査結果等を踏まえ、収入事務、契約事務及び臨時職員賃金等の支出事務などについて主な監査の対象範囲とした。

### 3 重要リスク及び監査の着眼点

監査の実施に当たり、重要リスク及び監査の着眼点を次のとおり設定した。

重要リスク	監査の着眼点
1 決裁の不備・誤りが発生するリスク	ア 予算の執行は適正な権限者が行い、その手続は適正か。 イ 支出決定は、正当な権限者により行われているか。
2 業務の遅滞が発生するリスク	ア 納入の通知は適正に行われているか。また、納期限の設定は適切か。 イ 督促、催告及び時効中断手続は適時、かつ適正に行われているか。
3 過大支給・過少支給が発生するリスク	臨時職員賃金の支出について ア 金額積算の根拠となる日数、時間数等は関係記録と合致しているか。 イ 支給金額は関係規定又は合理的な基準に基づいているか。

### 4 監査の実施内容

監査対象について、各所管に対し提出を求めた関係資料及び帳簿、書類等により照合、審査し、現金の取扱いについては、実査、帳簿突合等を行った。また、事務手続や内部統制の整備状況及び運用状況については、関係職員から説明を聴取しつつ監査を実施した。

《監査項目》

#### (1) 収入事務

- ① 調定事務
- ② 収納事務
- ③ 現金取扱事務
- ④ その他の収入事務

#### (2) 支出事務

- ① 旅費の計算事務
- ② 契約事務
- ③ 補助金等の交付事務
- ④ その他の支出事務

#### (3) 財産管理

- ① 物品の管理
- ② 公有財産の管理
- ③ 債権の管理

### 5 監査の期間

平成30年12月11日（火）から平成31年2月20日（水）まで

## II 事務の概要

教育総務部の主な事務は次のとおりである。

(越谷市教育委員会事務局組織規程等による。)

課 名	主 な 事 務
教育総務課	<ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 教育委員会会議に関する事。</li> <li>(2) 教育委員会規則等の制定及び改廃に関する事。</li> <li>(3) 請願及び陳情に関する事。</li> <li>(4) 教育行政施策の企画及び調整に関する事。</li> <li>(5) 教育行政に関する相談に関する事。</li> <li>(6) 秘書に関する事。</li> <li>(7) 教育功労者の表彰に関する事。</li> <li>(8) 教育要覧の編集、頒布その他広報に関する事。</li> <li>(9) 文書及び公印に関する事。</li> <li>(10) 入学準備金に関する事。</li> <li>(11) 私立幼稚園への補助金に関する事。</li> <li>(12) 事務局（小学校及び中学校を除く。）の総務に関する事。</li> </ol>
生涯学習課	<ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 生涯学習における社会教育（スポーツ・レクリエーション及び図書館に関する事を除く。）に関する事。</li> <li>(2) 公民館に関する事。</li> <li>(3) 社会教育関係団体の支援に関する事。</li> <li>(4) 成人式に関する事。</li> <li>(5) ユネスコ活動に関する事。</li> <li>(6) 生涯学習審議会に関する事。</li> <li>(7) 少年自然の家に関する事。</li> <li>(8) 少年自然の家運営委員会に関する事。</li> <li>(9) 芸術文化の振興に関する事。</li> <li>(10) 伝統文化の振興に関する事。</li> <li>(11) 日本文化伝承の館に関する事。</li> <li>(12) 越谷コミュニティセンターに関する事。</li> <li>(13) 文化財の保護に関する事。</li> <li>(14) 保存民家に関する事。</li> <li>(15) 旧東方村中村家住宅に関する事。</li> <li>(16) 市史に関する事。</li> <li>(17) 文化財調査委員会に関する事。</li> </ol>
科学技術体験センター	<ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 体験センター施設設備の維持管理に関する事。</li> <li>(2) 体験センターの利用に関する事。</li> <li>(3) 体験センターの広報活動に関する事。</li> <li>(4) 越谷市科学技術体験センター運営委員会に関する事。</li> <li>(5) 体験等の企画運営及び指導に関する事。</li> <li>(6) 学校との連携に関する事。</li> <li>(7) 講座、講演会及び教室等に関する事。</li> </ol>
あだたら高原少年自然の家	<ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 集団宿泊訓練に関する事。</li> <li>(2) 野外観察、自然探求その他自然に親しむ学習活動に関する事。</li> <li>(3) 体育、レクリエーション及び野外活動に関する事。</li> <li>(4) 前各号に掲げるもののほか、少年自然の家の目的を達成するために必要な業務に関する事。</li> </ol>

スポーツ振興課	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 体育施設に関すること。</li> <li>(2) スポーツ・レクリエーション及び生涯スポーツに関すること。</li> <li>(3) スポーツ推進審議会等に関すること。</li> <li>(4) スポーツ推進委員に関すること。</li> <li>(5) スポーツ・レクリエーション都市宣言に関すること。</li> </ul>
図書館	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 図書館の総合運営及び企画調整に関すること。</li> <li>(2) 施設の管理及び利用に関すること。</li> <li>(3) 図書館協議会に関すること。</li> <li>(4) 図書館の庶務に関すること。</li> <li>(5) 図書館資料に関すること。</li> <li>(6) 予約・リクエストサービスに関すること。</li> <li>(7) 参考調査に関すること。</li> <li>(8) 児童サービスに関すること。</li> <li>(9) 障害者サービスに関すること。</li> <li>(10) 移動図書館の運営に関すること。</li> <li>(11) 北部市民会館図書室、南部図書室及び市民活動支援センター中央図書室との連携及び協力に関すること。</li> <li>(12) 地区センター・公民館等への配本に関すること。</li> <li>(13) 視聴覚ライブラリーに関すること。</li> <li>(14) 野口富士男文庫の運営に関すること。</li> <li>(15) 電算システムの管理及び運営に関すること。</li> <li>(16) 広報活動に関すること。</li> <li>(17) 各種行事に関すること。</li> <li>(18) 図書館ボランティアに関すること。</li> <li>(19) 図書館関係団体に関すること。</li> <li>(20) その他図書館奉仕に関すること。</li> </ul>

### Ⅲ 監査の結果

今回監査を実施したところ、教育総務部所管の財務に関する事務の執行は、おおむね適正と認められた。一部に是正・改善を要する点（「指摘事項」、「指導事項」）が見受けられたため、以下に記載する。「指摘事項」については、関係諸規程を再度確認するとともに、適切な措置を講じるよう要望する。なお、「指導事項」については、監査の期間中に改善を要望し、適正に処理した旨の報告を受けている。

今後においても、適正で効率的かつ効果的な事務の執行に一層努力されたい。

#### 【指摘事項】

##### <支出事務>

##### (1) 旅費の支出事務において、支給金額に誤りのあるものがあった。

職員に対し支給する旅費については、越谷市職員等の旅費に関する条例により、最も経済的な通常の経路及び方法により計算することや日当の支給などが規定されている。

職員への旅費の支給状況を確認したところ、庶務事務システムへの入力誤りがあったため過支給となっていたものである。（生涯学習課）

**(2) 臨時職員賃金の支出事務において、支給金額に誤りのあるものがあった。**

臨時職員への賃金の支給状況を確認したところ、以下の点が認められた。

- ① 勤務時間数を誤って集計したため支給金額に不足が生じていたもの。(生涯学習課)
- ② 勤務時間数を誤って集計したため過支給となっていたもの。(生涯学習課)

**【指導事項】**

<収入事務>

(1) 収納事務

- ① 納期限の設定に誤りがあったもの。(生涯学習課)
- ② 会計規則どおりに督促状の送付が行われていなかったもの。(生涯学習課)

(2) 現金取扱事務

- ① 現金出納簿が作成されていなかったもの。(生涯学習課)

(3) その他(調定、収納、現金取扱事務以外)の収入事務

- ① 決裁区分に誤りがあったもの。(教育総務課・生涯学習課)
- ② 還付決定の決裁を受けていなかったもの。(スポーツ振興課)

<支出事務>

(1) 契約事務

- ① 決裁区分に誤りがあったもの。(科学技術体験センター)